

平成29年3月28日

農林水産大臣 山本 有二 殿

食料・農業・農村政策審議会

会長 生源寺 眞一

答 申

本日、諮問された次の事項について、下記のとおり答申する。

平成29年度の生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量（以下「交付対象数量」という。）及び補給金単価を定めるに当たり留意すべき事項（平成29年3月28日付け28生畜第1447号）

記

生産者補給交付金に係る加工原料乳の交付対象数量及び補給金単価については、生産条件、需給事情及び物価その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で定めることは、妥当である。